

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成31年4月分から令和2年3月分までの国民年金保険料は、月額16,410円です。保険料は日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、**納付義務のある方**※の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、徳島南年金事務所または役場の国民年金窓口へご相談ください。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、住民登録をしている市町村役場の国民年金窓口で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

平成31年度分(令和元年7月分から令和2年6月分まで)の免除等の受付は令和元年7月1日から開始されます。

また、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、徳島南年金事務所または役場の国民年金窓口へご相談ください。



徳島南年金事務所 ☎088-652-1511

2019(平成31)年度 隣保館教養文化活動講座生募集!!

隣保館では、各種講座を通じて町内の皆様の相互交流を促進するために、教養文化活動の講座生を募集します。お誘い合わせの上、ご参加ください。

※受講希望の方は、4月26日(金)までに日和佐隣保館(☎77-1199)へお申し込みください。

定員を超える場合は抽選で決定し、決定した方には通知をお送りします。

なお、各教室とも5月の第3週日以降に開始します。

講座名 (募集人数)	講座開催日	開始時間	場所	講師
太極拳 (12名)	毎月第1・3火曜日	午後7:00~	教養娯楽室(2F)	岡本裕之先生
ギター(初級) (20名)	毎月第1・3金曜日	午前10:30~	教養娯楽室(2F)	竹内岩夫先生
手芸教室 (10名)	毎月第1・3水曜日	午後1:30~	保健衛生室(1F)	富田里美先生
ストーンアート (石の亀づくり) (10名)	第2・4水曜日 (6月~9月)	午後1:30~	保健衛生室(1F)	小原恒子先生

※手芸教室は、かぎ針とアクリル毛糸でタワシを作ります。